

連携ネットワークを構築するための「中核機関」です——

暮らし続けられる、支え合い助け合う地域をめざしています。

せい ねん こう けん せい ど り よう し えん じ ぎょう 成年後見制度利用支援事業

■成年後見制度の利用に関する相談・利用支援

電話・窓口・訪問等で権利擁護支援や成年後見制度に関する相談に応じ、適切な制度利用を支援します。

■申立書類や手引書、ハンドブック等の配布

申立てに必要な書類一式、後見等開始申立ての手引き、後見人等ハンドブック(Q&A付き)を配布しています。

■後見人等候補者のご紹介

親族以外の候補者として、専門職(弁護士・司法書士・社会福祉士等)や市民後見人、法人等、ご相談やご希望に応じて紹介します。

■親族後見人や専門職後見人等のサポート

相談、学習会、情報交換会等の開催により、後見人等の活動を支援します。また必要に応じモニタリングを実施し、後見人等を含む支援チームをサポートします。

■地域連携ネットワークの推進

地域の関係機関と連携し、成年後見制度をはじめ権利擁護支援が必要な方の早期発見、早期対応につなげていきます。

■権利擁護支援検討会議の開催

権利擁護支援のための課題整理、支援方針の検討、後見人等候補者の受任調整等、専門職から助言を得ながらチームをサポートします。関係機関からのご相談も可能です。

▶相談日時／毎月第3水曜日 午後1時30分～4時30分

▶対 応／弁護士・司法書士・社会福祉士(権利擁護センターこくぶんじ運営委員)

※関係機関からのご相談の場合、専門員が事前にご相談内容をお伺いします。

※開催日の10日前に締め切りますが、緊急の場合はご相談ください。

■市民後見人の育成および活躍支援

市民後見人養成講座の開催および市民後見人名簿登録者を対象にフォローアップ研修等を行います。また市民後見人が後見人等を受任する際は、社会福祉協議会が後見監督人として活動を支援します。

■法人後見の実施

社会福祉協議会が法人として後見人等を受任します。

■成年後見制度の普及・PR

市民向けに講演会等を開催します。自治会や地域団体等への出前講座も可能です。

